

利 用 上 の 注 意

この確報は、平成29年6月1日現在で実施した工業統計調査の愛知県分（従業者4人以上の事業所）を集計したものです。

1 調査の目的

工業の実態を明らかにし、工業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としています。

2 調査の根拠

統計法（平成19年法律第53号）に基づく「基幹統計調査」として、工業統計調査規則（昭和26年通商産業省令第81号）によって実施されています。

3 調査の期日

平成29年工業統計調査（平成28年実績）は、平成29年6月1日現在で実施しました。

4 調査の範囲

日本標準産業分類（平成25年総務省告示第405号）に掲げる「大分類E－製造業」に属する事業所（国に属する事業所、製造加工を行っていない本社等及び従業者3人以下の事業所を除く）です。

5 調査の項目

工業統計調査調査票甲並びに乙のとおり。

平成29年調査から、統計間の整合性の確保や記入者負担の軽減を目的として、以下の項目について見直しを行っています。

項 目	見 直 し
従業者数	「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」(平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ)により策定された標準的な指針にそって変更
出荷額等に係る消費税の取扱い	従前の「税込みで統一した記入」による報告を「原則税込み記入」に変更するとともに、税込み・税抜きのみで記入したかを明確にするための調査事項「消費税の税込み記入・税抜き記入の別」を設置
工業用地及び工業用水	一部廃止
酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額	廃止
常用労働者毎月末現在数の合計(工業調査票甲)	廃止
リース契約による契約額及び支払額(工業調査票甲)	廃止

6 調査の方法

従業者30人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者29人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、報告者の自計により調査したものです。

7 調査の系統

(1) 調査員調査

経済産業省 — 県 — 市区町村 — (指導員) — 調査員 — 調査対象事業所

(2) 本社一括調査

経済産業省 — 調査対象企業

(3) 国直送調査

経済産業省 — 調査対象事業所

8 項目の説明

(1) 事業所数は、平成29年6月1日現在の数値です。

事業所とは、一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいいます。

(2) 従業者数は、平成29年6月1日現在の数値です。

従業者とは、以下のアからクまでに該当するものをいいます。

本統計表でいう従業者数は、下記算式により算出した「この事業所に従事している男女計」をいいます。

$$\begin{aligned} \text{従業者数} = & \text{個人業主及び無給家族従業者} + \text{有給役員} \\ & + \text{常用雇用者（正社員・正職員としている人} \\ & + \text{パート・アルバイトなど）} - \text{送出者} \\ & + \text{出向・派遣受入者} \end{aligned}$$

ア 個人業主及び無給家族従業者

以下の(ア)、(イ)に該当するものをいいます。

(ア) 「個人業主」とは、個人経営の事業所で、その事業所を経営している人をいいます。

(イ) 「無給家族従業者」とは、個人業主の家族で、賃金・給与を受けずに、常時従事している人をいいます。ただし、手伝い程度のものは含まれません。

イ 有給役員

事業所の取締役、理事などで役員報酬を得ている人をいいます。他の事業所の役員を兼ねている場合であっても、調査対象事業所が役員報酬を支給している場合は、調査対象事業所の有給役員に該当します。

ウ 常用雇用者

以下の(ア)、(イ)、(ウ)のいずれかに該当するものをいい、「正社員・正職員としている人」及び「パート・アルバイトなど」に分けられます。

(ア) 期間を定めずに、又は1か月以上の期間を定めて雇用している人。別経営の事業所へ出向・派遣している人や、臨時職員などと呼ばれている人でも上記に当てはまる場合は、「常用雇用者」に含まれます。

(イ) 個人業主の家族で、実際に雇用者並みの賃金・給与の支払いを受けている人。

(ウ) 個人が共同で事業を行っている場合、そのうち1人を個人業主としますが、個人業主としなかった他の人。

エ 正社員・正職員としている人

常用雇用者のうち「正社員」、「正職員」として処遇している人をいいます。一般的に、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人が該当します。

オ パート・アルバイトなど

常用雇用者のうち、「契約社員」、「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」など「正社員・正職員としている人」以外の人をいいます。

カ 出向・派遣受入者

別経営の事業所に籍を置いたまま調査対象事業所で働いている人及び人材派遣会社からの派遣従業者をいいます。

キ 臨時雇用者

「常用雇用者」に該当しない人（1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など）をいいます。

ク 送出者

「個人業主及び無給家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者」に該当する人のうち、労働者派遣法でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など調査対象事業所に籍を置いたまま、他企業など別経営の事業所で働いている人をいいます。

- (3) 製造品出荷額等は、平成28年1年間における製造品出荷額、加工賃収入額、製造工程から出たくず及び廃物の出荷額及びその他の収入額の合計であり、消費税及び酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税を含んだ額です。（※統計表の「製造品出荷額」には製造工程から出たくず及び廃物の出荷額を含みます）
- ア 製造品の出荷とは、その事業所の所有に属する原材料によって製造されたもの（原材料を他企業の事業所に支給して製造させたものを含む）を、平成28年中にその事業所から出荷した場合をいいます。また、次のものも製造品出荷に含まれます。
- (ア) 同一企業に属する他の事業所へ引き渡したもの
- (イ) 自家使用されたもの（その事業所において最終製品として使用されたもの）
- (ウ) 委託販売に出したもの（平成27年中に出荷したもので、平成28年中に返品され、再出荷したものは除く）
- イ 出荷額は、工場出荷金額によっています。
- ウ 加工賃収入額とは、平成28年1年間に他企業の所有に属する主要原材料によって製造し、あるいは他企業の所有に属する製品又は半製品に加工、処理を加えた場合、これに対して受け取った又は受け取るべき加工賃をいいます。
- エ その他の収入額とは、上記ア及びウ以外（例えば、転売収入（仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）、修理料収入額、冷蔵保管料及び自家発電の余剰電力の販売収入額等）の収入額をいいます。
- (4) 現金給与総額は、平成28年1年間に常用雇用者及び有給役員のうちこの事業所に従事している人に対して支給された基本給、諸手当及び特別に支払われた給与（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計です。
- その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、別経営の事業所へ出向させている人に対する負担額などをいいます。
- (5) 原材料使用額等は、平成28年1年間における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額の合計であり、消費税額を含んだ額です。
- ア 原材料使用額とは、主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料及び消耗品など、実際に製造等に使用した総使用額をいい、原材料として使用した石炭、石油等も含んでいます。また、下請工場等に原材料を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額も含まれます。
- イ 燃料使用額とは、生産段階で使用した燃料費、貨物運搬用及び暖房用の燃料費、購入したガスの料金、自家発電用の燃料費などをいいます。
- ウ 電力使用額とは、購入した電力の使用額をいい、自家発電は含まれません。
- エ 委託生産費とは、原材料又は中間製品を他企業の国内事業所に支給して製造又は加工を委託した場合、これに支払った加工賃及び支払うべき加工賃をいいます。
- オ 製造等に関連する外注費とは、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品に組み込まれるソフトウェアの開発など、事業所収入に直接関連する外注費用をいいます。
- 派遣受入者に係る支払額、委託生産額などの外注費は含まれません。
- カ 転売した商品の仕入額とは、平成28年1年間において、実際に売り上げた転売品（他から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもの）に対応する仕入額をいいます。
- (6) 製造品、半製品及び仕掛品、原材料及び燃料の在庫額（従業者30人以上の事業所）は、事業所の所有に属するものを帳簿価額によって記入したものであり、消費税を含んだ額です。また、原材料を他の事業所に支給して製造される委託生産品も含まれます。

- (7) 有形固定資産の額（従業者30人以上の事業所）は、平成28年1年間における数値であり、帳簿価額によっています。
- ア 有形固定資産の取得額等には、次の区分があります。
- (ア) 土地
 - (イ) 建物及び構築物（土木設備、建物附属設備を含む）
 - (ウ) 機械及び装置（附属設備を含む）
 - (エ) 船舶、車両、運搬具、耐用年数1年以上の工具、器具、備品等
- イ 有形固定資産の除却額とは、有形固定資産の売却、撤去、滅失及び同一企業に属する他の事業所への引き渡し等の額をいいます。
- ウ 建設仮勘定の増加額とは、この勘定の借方に加えられた額をいい、減少額とは、この勘定から他の勘定に振り替えられた額をいいます。
- (8) 工業用地
敷地面積とは、平成29年6月1日現在において、事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積をいいます。
- (9) 工業用水
平成28年1年間に使用した工業用水総量を操業日数で割った、1日当たり用水量を集計しています。
- ア 公共水道 県又は市町村によって経営されている工業用水道又は上水道から取水した水をいいます。
- (ア) 工業用水道 飲用に適さない工業用水を供給する水道（工業用水道）から取水した水をいいます。
 - (イ) 上水道 一般の水道のことで、人の飲用に適する水を供給する水道（上水道）から取水した水をいいます。
- イ 井戸水 浅井戸、深井戸又は湧水から取水した水をいいます。
- ウ その他の淡水 上記のいずれにも属さない水であって、回収水以外の水をいいます。
例えば、地表水、伏流水、農業用水路から取水した水及び他の事業所から供給を受けた水などをいいます。

9 集計の算式

- (1) 1事業所当たりの製造品出荷額等

$$= (\text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額等}) \div \text{事業所数}$$
- (2) 従業者1人当たりの製造品出荷額等

$$= (\text{製造品出荷額等} - \text{内国消費税額等}) \div \text{従業者数}$$
- (3) 生産額
- | | | |
|---|--------------|-------------------------------------------|
| { | 従業者30人以上の事業所 | = 製造品出荷額（くず及び廃物は含めない） + 加工賃収入額
+ 在庫増減額 |
| | 従業者29人以下の事業所 | = 製造品出荷額（くず及び廃物は含めない） + 加工賃収入額 |
- (4) 付加価値額
- | | | |
|---|--------------|--------------------------------------------------|
| { | 従業者30人以上の事業所 | = 製造品出荷額等 + 在庫増減額
- 内国消費税額等 - 原材料使用額等 - 減価償却額 |
| | 従業者29人以下の事業所 | = 製造品出荷額等 - 内国消費税額等 - 原材料使用額等
→ [粗付加価値額] |
- (5) 1事業所当たりの付加価値額 = 付加価値額 ÷ 事業所数
- (6) 従業者1人当たりの付加価値額 = 付加価値額 ÷ 従業者数
- (7) 付加価値率 = 付加価値額 ÷ (生産額 + その他収入額 - 内国消費税額等) × 100
- (8) 原材料率 = 原材料使用額等 ÷ (生産額 + その他収入額 - 内国消費税額等) × 100

(9) 有形固定資産投資総額 = 取得額 + 建設仮勘定年間増減額 (増加額 - 減少額)

$$\left[\begin{array}{l} \text{在庫増減額} = (\text{製造品年末在庫額} - \text{製造品年初在庫額}) \\ \quad + (\text{半製品及び仕掛品年末価額} - \text{半製品及び仕掛品年初価額}) \\ \\ \text{内国消費税額等} = \text{推計酒税額、たばこ税額、揮発油税及び地方揮発油税額} + \text{推計消費税額} \\ \\ \text{原材料使用額等} = \text{原材料使用額} + \text{燃料使用額} + \text{電力使用額} + \text{委託生産費} \\ \quad + \text{製造等に関連する外注費} + \text{転売した商品の仕入額} \end{array} \right]$$

(注1) 平成29年調査より「酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の合計額」の調査を廃止したため、「推計酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税」は、出荷数量等から推計したものです。

(注2) 推計消費税額は平成13年調査より消費税額の調査を廃止したため推計したものであり、推計消費税額の算出に当たっては、直接輸出分、原材料、設備投資を控除しています。

10 地域区分

地域区分は、「あいちビジョン2020」（平成26年3月策定）に従って、平成29年6月1日現在の市町村を尾張、西三河、東三河の3地域に分類して集計しています。なお、前年比は「平成28年経済センサス活動調査 産業別集計（製造業）」の数値を平成29年6月1日現在の地域区分で再集計したものです。

(1) 尾張地域

名古屋市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、津島市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、尾張旭市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、あま市、長久手市、東郷町、豊山町、大口町、扶桑町、大治町、蟹江町、飛島村、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町

(2) 西三河地域

岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市、幸田町

(3) 東三河地域

豊橋市、豊川市、蒲郡市、新城市、田原市、設楽町、東栄町、豊根村

11 産業分類の決定方法

(1) 通常の方法

製造品が単品の事業所については、工業統計調査に用いる商品分類表の品目6桁番号（製造品、賃加工品番号）の上4桁で、産業細分類を決定しています。

また、製造品が複数の事業所については、品目番号の上2桁の番号（中分類）を同じくする品目の製造品出荷額等をそれぞれ合計して、その額の最も大きいもので2桁番号（中分類）を決定しています。次に、その決定された2桁の番号のうち、上記と同じ方法で3桁番号（小分類）、さらに4桁番号（細分類）を決定して、最終的な産業格付けを行っています。

(2) 特殊な方法

鉄鋼業に属する一部の業種については、原材料、作業工程、機械設備等により、産業を決定しています。

12 産業分類の表示

結果表は、日本標準産業分類の中分類別に表示していますが、その名称は次のように略称を用いています。

(産業分類)	(略 称)
09 食料品製造業	09 食 料 品
10 飲料・たばこ・飼料製造業	10 飲 料 ・ 飼 料
11 繊維工業	11 繊 維
12 木材・木製品製造業（家具を除く）	12 木 材 ・ 木 製 品
13 家具・装備品製造業	13 家 具 ・ 装 備 品
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	14 パ ル プ ・ 紙
15 印刷・同関連業	15 印 刷
16 化学工業	16 化 学
17 石油製品・石炭製品製造業	17 石 油 ・ 石 炭
18 プラスチック製品製造業（別掲を除く）	18 プ ラ ス チ ッ ク
19 ゴム製品製造業	19 ゴ ム 製 品
20 なめし革・同製品・毛皮製造業	20 皮 革 製 品
21 窯業・土石製品製造業	21 窯 業 ・ 土 石
22 鉄鋼業	22 鉄 鋼
23 非鉄金属製造業	23 非 鉄 金 属
24 金属製品製造業	24 金 属 製 品
25 はん用機械器具製造業	25 は ん 用 機 械
26 生産用機械器具製造業	26 生 産 用 機 械
27 業務用機械器具製造業	27 業 務 用 機 械
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	28 電 子 部 品
29 電気機械器具製造業	29 電 気 機 械
30 情報通信機械器具製造業	30 情 報 通 信 機 械
31 輸送用機械器具製造業	31 輸 送 機 械
32 その他の製造業	32 そ の 他

産業分類項目18－プラスチック製品製造業（別掲を除く）の別掲について

製造品名	分類	製造品名	分類
家具・装備品	13	がん具・運動用具	325
プラスチック製版	1521	ペン・鉛筆・絵画用品・その他の事務用品	326
写真フィルム（乾板を含む）	1695	漆器	3271
手袋	2051	畳	3282
耐火物	215	うちわ・扇子・ちょうちん	3283
と石	2179	ほうき・ブラシ	3284
模造真珠	2199	喫煙用具（貴金属・宝石製を除く）	3285
歯車	2531	洋傘・和傘・同部分品	3289
目盛りのついた三角定規	2739	魔法瓶	3289
注射筒	2741	看板・標識機	3292
義歯	2744	パレット	3293
変身具・装飾品・ボタン・同関連品	322	モデル・模型	3294
(貴金属・宝石製を除く)		工業用模型	3295
かつら	3229	レコード	3296
時計側	3231	眼鏡	3297
楽器	324		

13 重化学工業と軽工業の区分

[重化学工業]

16 化学	17 石油・石炭	22 鉄鋼	23 非鉄金属
24 金属製品	25 はん用機械	26 生産用機械	27 業務用機械
28 電子部品	29 電気機械	30 情報通信機械	31 輸送機械

[軽工業]

09 食料品	10 飲料・飼料	11 繊維	12 木材・木製品
13 家具・装備品	14 パルプ・紙	15 印刷	18 プラスチック
19 ゴム製品	20 皮革製品	21 窯業・土石	32 その他

14 注記及び符号

- (1) 「0」、「0.0」：単位未満の数値です。
- (2) 「X」：事業所数が2以下の場合及び事業所数が3以上であっても前後の関係から他の秘匿箇所が明らかになる場合、その集計数値を統計法により秘匿したものです。
- (3) 「－」：該当の数値がないものです。
- (4) 「△」：負の値を示したものです。

15 その他

- (1) 全国数値は、経済産業省「平成29年工業統計表 産業別統計表」の数値です。
- (2) 平成23年の数値は、「平成24年経済センサスー活動調査 産業別集計（製造業）」、平成27年の数値は、「平成28年経済センサスー活動調査 産業別集計（製造業）」によるものであり、工業統計調査との時系列比較の参考にするための数値です。ただし、工業統計調査と経済センサスー活動調査は母集団となる名簿情報がそれぞれ異なることなどから、比較には御留意ください。
- (3) 平成23年の数値は、調査時点が平成24年2月1日現在、平成27年の数値は、平成28年6月1日現在、また平成26年以前の工業統計調査は、同じ年の12月31日現在であることなど連結しない部分があるため、比較には注意が必要です。
- (4) 前年比は、「平成28年経済センサスー活動調査 産業別集計（製造業）」と比較しています。
- (5) この確報値は、経済産業省の数値と相違する場合があります。
- (6) 単位未満の数値を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合があります。
- (7) この確報は、従業者4人以上の事業所を対象として集計していますが、在庫額、有形固定資産投資額、工業用地、工業用水については、従業者30人以上の事業所を対象としています。
- (8) 調査期日現在において、操業準備中、操業開始後未出荷及び休業中の事業所については、集計から除外しました。
- (9) 集計に当たっては、日本標準産業分類を基本とする工業統計調査産業分類とこれに基づく工業統計調査商品分類によりました。
なお、本文中の業種とは、産業中分類を表わしています。
- (10) 平成19年調査から、製造以外の活動を把握する目的で、製造品出荷額等に「その他収入額」、原材料使用額等に「製造等に関連する外注費」、「転売した商品の仕入額」を調査項目として追加しました。このため、「製造品出荷額等」、「付加価値額」及び「原材料使用額等」については平成18年以前の数値と時系列に不連続が生じています。
- (11) 製造品出荷額などの経理事項については、原則消費税込みで把握していますが、一部の消費税抜きの回答については、「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン（平成27年5月19日 各府省統計主管課長等会議申合せ）」に基づき、消

費税込みに補正した上で結果表として集計しました。

なお、工業統計調査では、在庫額についても当ガイドラインに準じて、消費税込みに補正した上で結果表として集計しました。

<ガイドライン>

http://www.soumu.go.jp/main_content/000365494.pdf